

Vol.73

# 経済指標の回復期待が米国株式の追い風に

昨年12月以降、過去十数年で最大級の寒波が米国を襲っており、製造業の活動や小売業の販売などが抑制されたことから、1月以降の米国の経済指標は、市場予想を下回る軟調なものが目立ちました。これを受け、1月は米国株式も軟調に推移しましたが、2月以降は急速に値を戻す展開となっています。

株価が持ち直した背景には、悪天候の影響はいずれ解消されるとの見方や、景気が弱くなる場合には、FRB(米連邦準備制度理事会)が量的緩和縮小のスピードを緩めるとの見方が株式市場で広がったことがあると考えられます。実際、2月7日に発表された1月の雇用統計では、非農業部門雇用者数が予想を下回る結果となったものの、発表後の株価は上昇しており、悪材料を消化する動きが進みつつあるようです。また、景気への影響が大きい消費についても、次第に天候が良くなると予想されている3月以降、これまで寒さで外出が控えられていた反動で増加するとの見方が強まりつつあります。さらに、昨年以降、消費者マインドの改善傾向が続いていることや、失業率が低下傾向となっていることも、消費増加を後押しすると考えられます。2月も多くの州で悪天候に見舞われたため、寒波の影響を受けていない経済指標が公表されるのは、主に4月以降となる見込みではあるものの、今後、寒波による経済への悪影響が一時的なものであったと確認できるにつれて、米国株式の上昇につながっていくものと期待されます。

米国の株式市場の投資機会を捉えるツールとして、米国を代表する株価指数「S&P500指数」への連動をめざす「ETF(上場投資信託)」のご活用を検討されてはいかがでしょうか。同ETFを活用することで、比較的少額な資金で米国を代表する企業群への幅広い分散投資が可能になります。

## 米国株式の推移

(2013年1月初～2014年2月末)



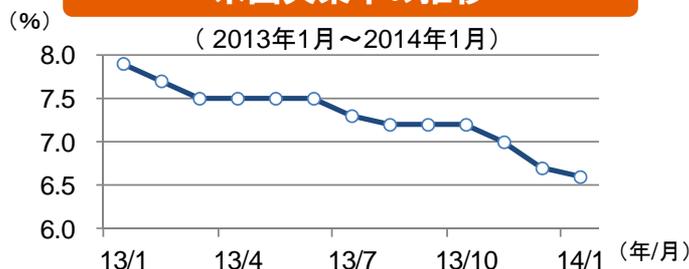
## 米国消費者マインドの推移

(2013年1月～2014年2月)



## 米国失業率の推移

(2013年1月～2014年1月)



(米労働省および、信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成)



S&P500指数への連動を目的としたETF銘柄:「上場インデックスファンド米国株式(S&P500)」

ETF[愛称] (銘柄コード)	対象指数	売買単価 (2014年3月3日終値)	上場市場	売買単位	最低投資金額 (概算)*
上場S&P500米国株 (1547)	S&P500指数	2,016円	東京証券 取引所	10口	20,160円

\*最低投資金額(概算)は、2014年3月3日終値×最低売買単位。手数料などの費用は含みません。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## ご留意事項①

### ■リスク情報

投資信託は、投資元金が保証されているものではなく、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、市場取引価格または基準価額は変動します。したがって、投資元金を割り込むことがあります。投資信託の運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なります。金融商品取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、基準価額と変動要因が異なるため、値動きが一致しない場合があります。

### ■手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

#### <取得・換金時にご負担いただく費用>

**お申込手数料** 販売会社が独自に定める手数料とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、当該手数料には消費税等相当額がかかります。

**換金手数料** 販売会社は、受益者が解約請求、交換を行なうとき、および受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。  
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**信託財産留保額** 上限0.3%

#### <取引所における売買時にご負担いただく費用>

**売買手数料** 取扱会社が独自に定める手数料とします。詳しくは、取扱会社にお問い合わせください。

#### <信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

**信託報酬(年率)** 上限0.9975%\*(税抜0.95%)

\* 消費税率が8%になった場合は、1.026%となります。

**その他費用** 組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、立替金の利息、受益権の上場に係る費用、標章の使用料および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.525\*(税抜0.5)以内(有価証券届出書提出日現在、0.525\*(税抜0.5))を乗じて得た額)など

\* 消費税率が8%になった場合は、0.54となります。

※その他費用については、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

#### 《ご注意》

- 手数料等につきましては、日興アセットマネジメントが運用するETFのうち、徴収するそれぞれの手数料等における最高の料率を記載しております。(当資料作成日現在)
- 上記のリスク情報や手数料等の概要は、一般的な投資信託を想定しており、投資信託毎に異なります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)などをご覧ください。

(次ページへ続きます)

## ご留意事項②

(前ページより続きます)

### ■その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様にご理解を高めいただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当該ファンドをお申込みの際には、契約締結前交付書面などを十分にお読みください。

## 指数の著作権などについて

### 「S&P500指数」

「Standard & Poor's®」「S&P®」「スタンダード・プアーズ」は、スタンダード・プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エルシーが所有する登録商標であり、日興アセットマネジメント株式会社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード・プアーズは、上場インデックスファンド米国株式(S&P500)を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また上場インデックスファンド米国株式(S&P500)への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

上場インデックスファンド米国株式(S&P500)(以下、「本商品」)は、スタンダード・プアーズ及びその関連会社(以下、「S&P」)によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではない。S&Pは、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、またS&P500指数が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではない。S&Pの日興アセットマネジメント株式会社に対する唯一の関係は、S&P及びS&P500指数の登録商標についての利用許諾を与えることである。S&Pは、S&P500指数に関する決定、作成及び計算において、日興アセットマネジメント株式会社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れずに行う。S&Pは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&Pは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではない。

S&Pは、S&P500指数の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではない。S&Pは、S&P500指数に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負わない。S&Pは、S&P500指数又はそれらに含まれるデータの使用により、日興アセットマネジメント株式会社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しない。S&Pは、S&P500指数又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行わない。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害(利益の損失を含む)について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはない。

設定・運用は

## 日興アセットマネジメント

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会